

平成21年度改訂版

ずっとこのまちで
自分らしく

介護保険 ガイドブック



鳥栖地区広域市町村圏組合

介護保険のしくみ

サービス利用のしかた

サービスの種類

利用者負担の支払い

地域支援事業

介護保険料

事業所一覧

はじめに

介護保険制度では、利用者・家族の希望や心身の状況に合わせ、受けたいサービスの種類や事業者を選ぶことができるようになっていきます。

この冊子は介護保険制度の内容・介護保険の利用方法および介護サービスの内容等を紹介していますので、介護サービスを利用する際にご活用ください。

鳥栖地区広域市町村圏組合は下図のように1市3町で構成されています。



メモ欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

もくじ

介護保険のしくみ

介護保険はみんなで支えあう制度です 2

サービス利用のしかた

介護保険のサービスをご利用の際は、まず要介護（要支援）認定申請から 4

- 要介護（要支援）認定申請 6
- 訪問調査と審査 8
- 認定結果の通知 10
- 地域包括支援センターとは 12
- 契約するときの注意点、サービスに苦情や不満があるとき 13
- ケアプランを作成します 14

サービスの種類

- 通所介護 16
- 通所リハビリテーション 17
- 訪問介護 18
- 訪問入浴介護 20
- 訪問リハビリテーション 21
- 訪問看護 22
- 居宅療養管理指導 23
- ショートステイ 24
- 特定施設入居者生活介護 26
- 施設サービス 27
- 地域密着型サービス 28
- 福祉用具貸与 30
- 特定福祉用具販売 31
- 住宅改修費支給 32

利用者負担の支払い

介護サービスを利用したときには費用の1割を支払います 34

- サービスを利用した場合の自己負担 34
- 高額医療・高額介護合算制度とは？ 35

地域支援事業（介護予防のご案内）

65歳以上の人のために 38

介護保険料

保険料の決め方 40

あなたの保険料を確認しましょう

- 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料 40
- 保険料の納め方は2種類に分かれます 42
- 40歳から64歳の人（第2号被保険者）の保険料 43

事業所一覧

■ 生活機能をチェックしてみましょう 49

■ 住宅改修の給付方法について 裏表紙



介護保険はみんなで支えあう制度です

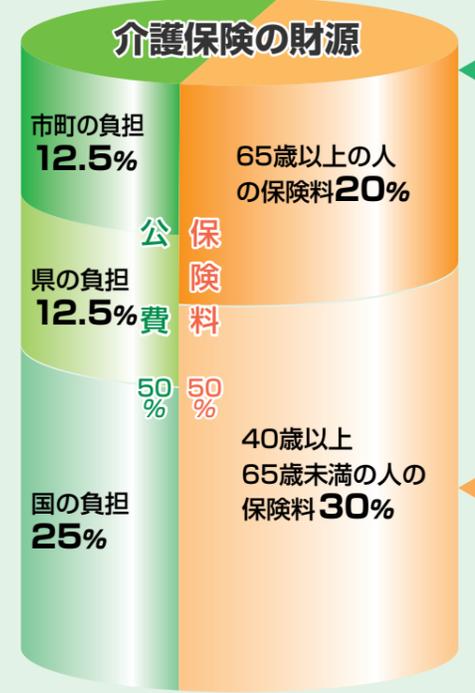
- ◆介護保険は市町が主体となり、被保険者、事業者が協力しあって運営する制度です。
- ◆40歳以上のおなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、介護サービスを利用できる制度です。

介護保険制度のしくみ

鳥栖地区広域市町村圏組合（保険者）

介護保険の運営は、みなさんが住んでいる鳥栖地区広域市町村圏組合が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護（要支援）認定を行います。
- サービスの確保・整備をします。



※公費50%（市町、県、国）の内訳は事業等によって変わります。



介護報酬の支払い（国民健康保険団体連合会を通じて行われています）

保険料は年きもしくは鳥栖地区広域市町村圏組合へ納金から天引納付書により広域市町村圏組合へ納めます。

要介護（要支援）認定の申請

要介護（要支援）認定

社会保険診療報酬支払基金
集めた保険料を鳥栖地区広域市町村圏組合へ交付します。

医療保険者
国民健康保険や健康保険組合など第2号被保険者の保険料を徴収します。

40歳以上のおなさん（被保険者）

第1号被保険者
65歳以上の人

第2号被保険者
40歳以上65歳未満の人

介護に関するサービスを利用者が自由に選択し総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護（要支援）認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

サービス提供機関

利用者に合った提供していきま

- 指定を受けた医療法人、民間組織などが提供
- 在宅での介護サービス
- 施設での介護サービス

介護サービスを提供します。

- 社会福祉法人、民間企業、非営利組織がサービスを提供します。
- サービスを提供します。

サービスの提供

利用料（サービス費用の1割）の支払い



介護保険のサービスをご利用の際は、まず要介護(要支援)認定申請から

介護サービスを利用するためには、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは以下のようになります。

1 要介護(要支援)認定の申請をします

サービスの利用を希望する人は、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の介護保険担当の窓口で「要介護(要支援)認定」の申請をしてください。



2 認定結果が出るまでは下記の手順をふみます

訪問調査
心身の状況をしらべるために、本人と家族などへの聞き取り調査をします。

主治医の意見書
医師から介護を必要とする原因疾患等についての記載を受けます。

1次判定(コンピュータ判定)
調査票をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します。

2次判定(介護認定審査会)
訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

3 認定結果をお知らせします

非該当
介護保険の対象者にはならないが、生活機能が低下している虚弱高齢者など、将来的にその危険性が高い人など

要支援 1
要支援 2
介護保険の対象者だが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人など

要介護 1
要介護 2
要介護 3
要介護 4
要介護 5
介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など

4 介護保険などのサービスを利用します

介護予防事業(地域支援事業)の利用
利用までの手続きは→14ページへ
介護予防事業の内容の説明は→38ページへ

介護予防サービス(予防給付)の利用
利用までの手続きは→14ページへ
利用できるサービスは→16ページへ

介護サービス(介護給付)の利用
利用までの手続きは→14ページへ
利用できるサービスは→16ページへ



要介護（要支援）認定申請

介護サービスを利用するためには、まず申請をしてください



介護サービスを利用するためには「要介護（要支援）認定」の申請をすることが必要です。まずは、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の窓口で申請の手続きをしてください。

本人または家族が申請するか、成年後見人、地域包括支援センター、または省令で定められた指定居宅介護支援事業者（注）や介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護（要支援）認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）
- 認印



（注）指定居宅介護支援事業者→詳しい説明は次ページにあります。

こんなときは？

申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護サービスを利用したいとき

申請した後、認定結果が通知されるまでの間も介護サービスを利用することができます。その場合は「暫定ケアプラン」を作成して鳥栖地区広域市町村圏組合に届け出ると、1割の利用者負担でサービスを受けることができます。

介護サービスを利用できる人

① 第1号被保険者(65歳以上の人)

原因を問わず、日常生活を送るために介護や支援が必要な人

② 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)

老化に伴う病気(下記特定疾病参照)が原因で、日常生活を送るために介護や支援が必要な人

※ 特定疾病

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靭帯骨化症 ● 骨折を伴う骨粗しょう症 ● 多系統萎縮症 ● 初老期における認知症(アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等) ● 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症(ウェルナー症候群等) | <ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ● 脳血管疾患(脳出血、脳梗塞等) ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患) ● 閉塞性動脈硬化症 ● がん末期(医師が一般に | <p>認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関節リウマチ ● 慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎) ● 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症 |
|---|---|--|

指定居宅介護支援事業者とは？

都道府県の指定を受け、介護支援専門員がいる機関です。要介護認定の申請の代行や、ケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整などを行っています。

介護予防ケアプランについては地域包括支援センター（12ページ）が作成します。

※代行申請ができる事業者は厚生労働省令で定められています。





訪問調査と審査

どのくらいの介護が必要か、調査と審査が行われます

鳥栖地区広域市町村圏組合の調査員が自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。



全国共通の調査票にもとづき、基本調査、概況調査、調査員による特記事項の記入を受けます。



調査票の結果はコンピュータ処理され、主治医の意見書とともに、どのくらいの介護サービスが必要かの指標となる「要介護状態区分」が示されます。



このような調査項目があります

【基本調査の概要】

- 麻痺等の有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 移乗
- 移動
- 立ち上がり
- 片足での立位保持
- 洗身
- えん下

- 食事摂取
- 排尿
- 排便
- 清潔
- 衣服着脱
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 視力
- 聴力
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- ひどい物忘れ
- 大声を出す

- 過去14日間に受けた医療
- 日常生活自立度
- 外出頻度
- 独り言・独り笑い
- 自分勝手に行動する
- 話がまとまらない
- 集団への不適応
- 買物
- 簡単な調理

【概況調査】

【特記事項】

コンピュータ判定の結果と、特記事項、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会（二次判定）が審査し、どのくらいの介護が必要か（＝要介護状態区分）を判定します。

コンピュータ判定 （一次判定）

公平な判定を行うため、訪問調査の結果はコンピュータ処理されます。



特記事項

認定調査票では盛り込めない事項などについて、訪問調査員が記入します。



主治医の意見書

鳥栖地区広域市町村圏組合の依頼により、心身の状況について医師が意見書を作成します。



介護認定審査会が判定 （二次判定）

非該当

要支援 1・2

要介護 1～5

介護認定審査会とは？

鳥栖地区広域市町村圏組合が任命する保健、医療、福祉の学識経験者から構成され、介護の必要性について、総合的な審査・判定を行います。



こんなときは？

認定結果に納得できないとき

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、通知を受け取った日から60日以内に、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に申し立てをすることができます。

※審査結果が通知されるまでの間は、認定された要介護状態区分でサービスを利用します。



認定結果の通知

あなたに必要な介護の度合いが認定され、鳥栖地区広域市町村圏組合から通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづき、介護保険の対象とならない「非該当」、予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けて認定され、その結果が記載された認定結果通知書と被保険者証が届きます。



●認定結果通知書に記載されていること

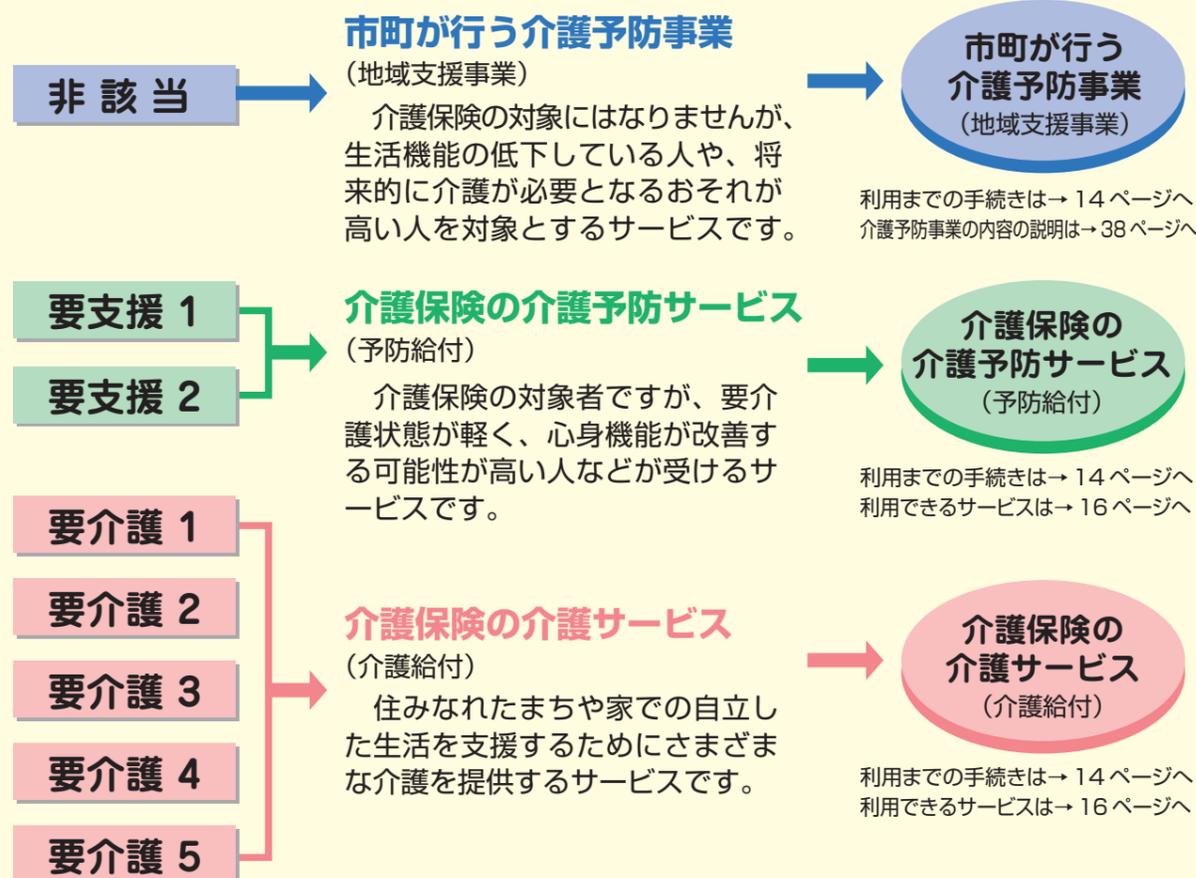
あなたの要介護状態区分、認定の有効期間など

●被保険者証に記載されていること

あなたの要介護状態区分、認定の有効期限、支給限度額（注）、介護認定審査会の意見など

（注）支給限度額→くわしい説明は34ページにあります。

■要介護状態区分



要介護（要支援）認定の更新手続きが必要です

初回認定の有効期間は、原則として申請日から6か月となります。
 ※月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+6か月となります。

引き続き介護サービスを利用したい場合には、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の窓口で更新の申請をしてください。更新を申請すると、あらためて、調査・審査、認定が行われます。



また、更新認定の有効期間は、原則として前回有効期間満了日の翌日から12か月となります。

■要介護（要支援）認定の有効期間と更新の時期 ※月の途中で申請した場合



こんなときは？

要介護認定の有効期間内に心身の状態が変化したとき

有効期間内に心身の状態が変化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に区分の変更を申請してください（手続きは初回と同じ）。

こんなときは？

要介護（要支援）認定が出たあとに引越しをしたとき

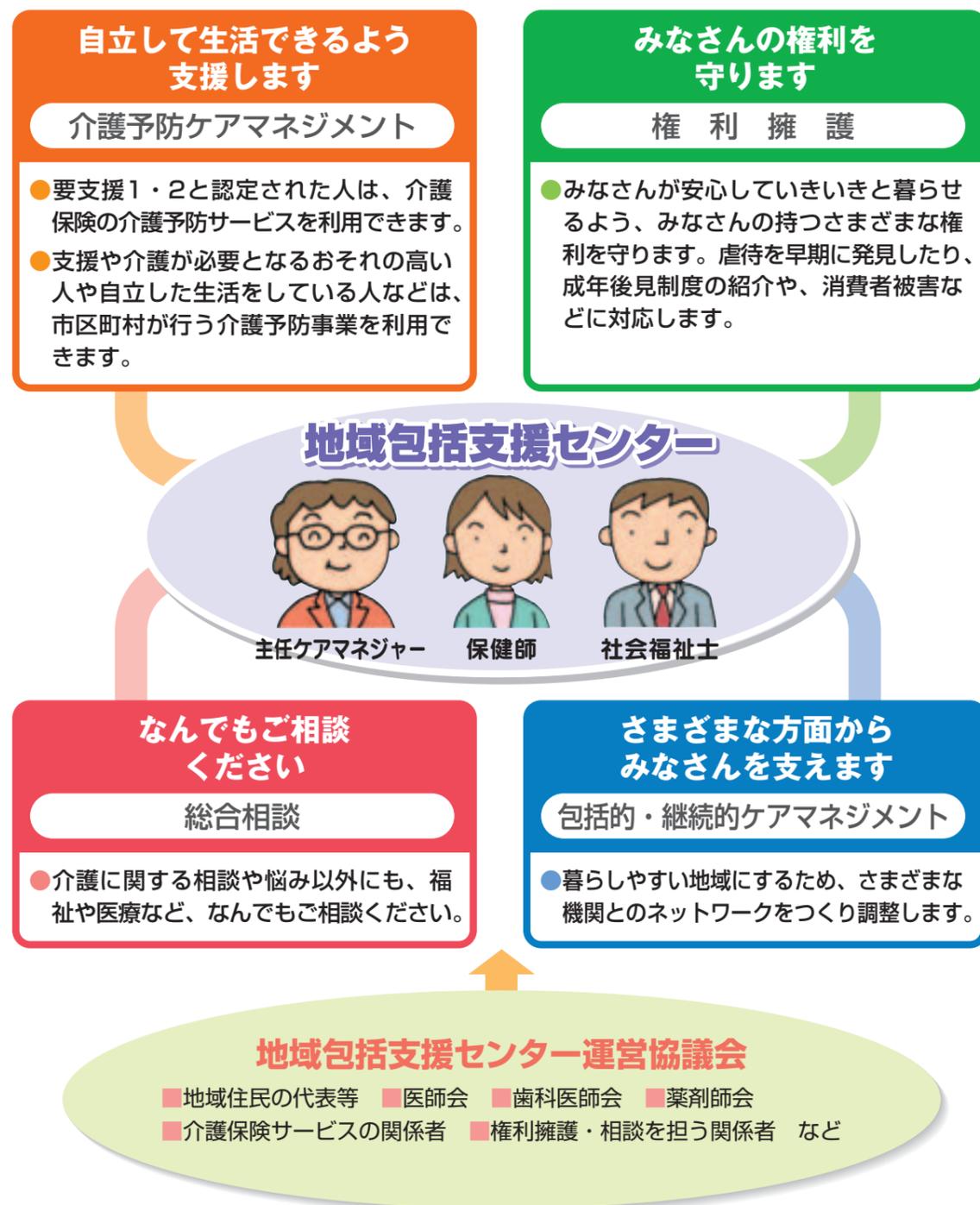
原則として、引越しをしても以前に住んでいた市区町村で受けた要介護状態区分にもとづいて介護サービスを利用できます。転出をする場合は、住んでいた市区町村の窓口で手続きをしてください。ただし、市区町村によっては利用できる介護サービスに差がある場合があります。



地域包括支援センターとは

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、*「地域包括支援センター」が設置されました。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。公正・中立性を確保するために、地域住民や関係職種による「地域包括支援センター運営協議会」が運営にかかわります。

※地域包括支援センターは、鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町にそれぞれ1か所ずつ設置されています。(P44 参照)



契約するときの注意点、サービスに苦情や不満があるとき

■契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。



- 契約の目的** …契約の目的となるサービスが明記されているか。
- 契約の当事者** …利用者と事業者との間の契約になっているか。
- 指定事業者** …都道府県から指定された事業者か。
- サービスの内容** …利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。
- 契約期間** …在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。
- 利用者負担金** …利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているか。
- 利用者からの解約** …利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。
- 損害賠償** …サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。
- 秘密保持** …利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

※契約書には上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。

■サービスに苦情や不満があるときは？

介護（予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者に相談しづらいときは、下のような相談先もあります。





ケアプランを作成します

介護サービス・介護予防サービスとも、個人に合わせたケアプランに基づきサービスを利用します。介護サービスは居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、介護予防サービスは地域包括支援センターのケアマネジャーが中心となって介護予防ケアプランを作成します。



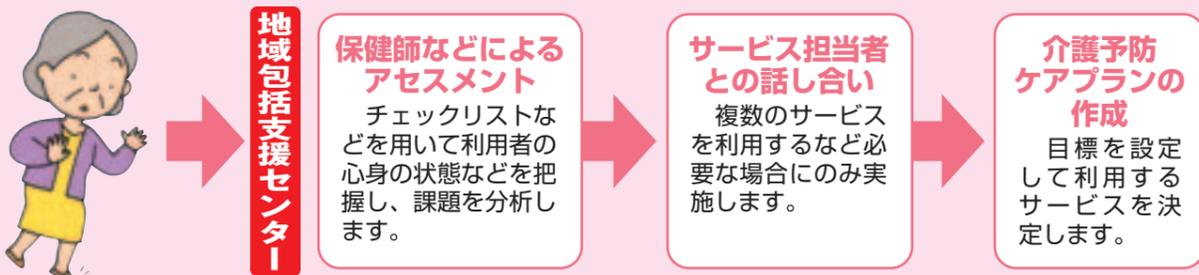
ケアマネジャー（介護支援専門員）とは？

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。資格は5年ごとの更新制です。

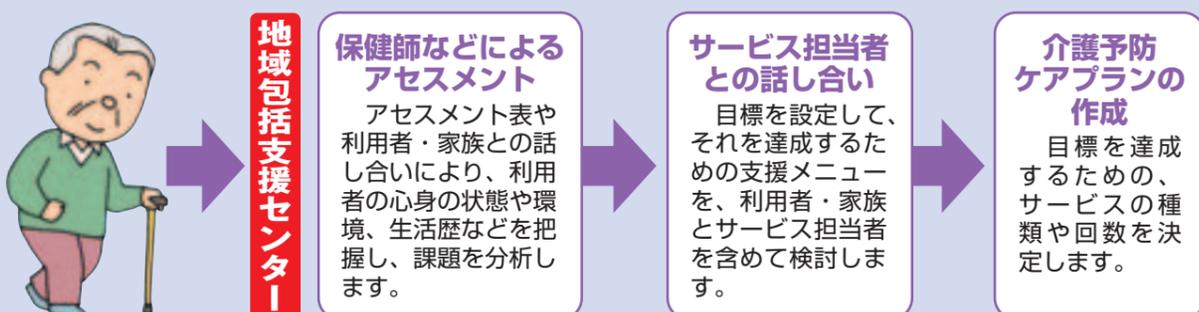
- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望にそったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整を行います。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。



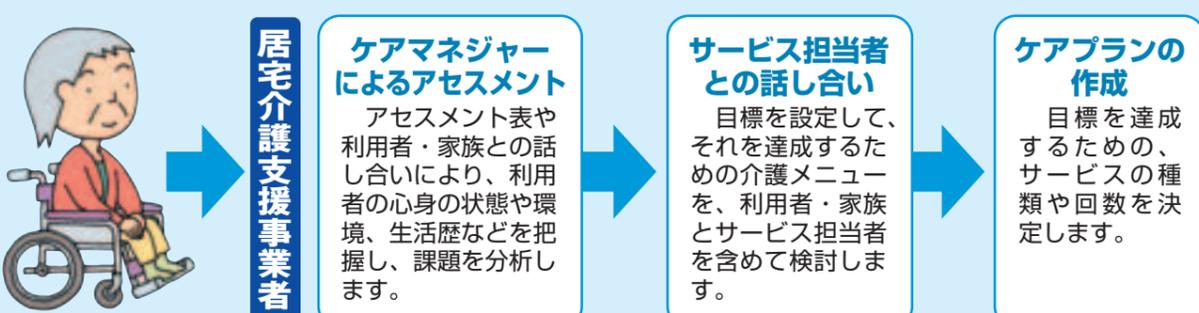
介護予防（地域支援事業）の対象者（非該当） 特定高齢者と判定された人



予防給付の対象者（要支援1・2）



介護給付の対象者（要介護1～5）



利用できるサービス

介護予防事業（地域支援事業）



地域支援事業の介護予防事業を利用

一定期間ごとに効果を評価、プランを見直す

通所型介護予防事業

- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- 閉じこもり予防・支援
- 認知症予防・支援
- うつ予防・支援 その他

訪問型介護予防事業

- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- 閉じこもり予防・支援
- 認知症予防・支援
- うつ予防・支援 その他

※通所が困難な場合に限定的に実施

介護予防サービス（予防給付）

介護予防サービスを利用

一定期間ごとに効果を評価、プランを見直す



通所サービス

- 介護予防通所介護（デイサービス）
- 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所サービス

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護

その他

- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防住宅改修費の支給
- 介護予防支援

地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を支えるためのサービスです。

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）注

注）要支援1の人は利用できません。

訪問サービス

- 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

介護サービス

介護サービスを利用

一定期間ごとに要介護認定を更新



- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

通所サービス

- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所サービス

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護

その他

- 特定施設入居者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 福祉用具貸与
- 住宅改修費の支給
- 居宅介護支援

施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を支えるためのサービスです。

- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※上記以外にも「夜間対応型訪問介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」のサービスがありますが、鳥栖広域市町村圏組合の管内には現在のところありません。



在宅サービス

行動範囲を広げ、家族の負担も軽くする

通所介護（デイサービス）



要支援 1・2 の人

介護予防通所介護

通所介護施設で食事や入浴といった日常生活上の支援などの共通的なサービスを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど）を提供します。



要介護 1～5 の人

通所介護

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（栄養改善、口腔機能の向上など）を提供します。また、難病やがん末期などの要介護者が、在宅で医療ケアを受ける療養通所介護のサービスも行います。

- リフトバスなどによる送迎
- 看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- 入浴や食事の提供 ※食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流 など

～サービス費用のめやす～

○介護予防通所介護

() 内は利用者負担

内容	要介護度	サービス費用
1 か月につき (共通サービス) ※送迎、入浴を含む	要支援 1	22,260 円 (2,226 円)
	要支援 2	43,530 円 (4,353 円)
1 か月につき (選択的サービス)	運動器機能向上	2,250 円 (225 円)
	栄養改善	1,500 円 (150 円)
	口腔機能向上	1,500 円 (150 円)
	アクティビティ	530 円 (53 円)

●療養通所介護費（6 時間以上 8 時間未満）……15,000 円（1,500 円）

○通所介護

() 内は利用者負担

内容	要介護度	サービス費用
通常規模の 事業所の場合 (6 時間以上 8 時間未満) ※送迎を含む	要介護 1	6,770 円 (677 円)
	要介護 2	7,890 円 (789 円)
	要介護 3	9,010 円 (901 円)
	要介護 4	10,130 円 (1,013 円)
	要介護 5	11,250 円 (1,125 円)

○費用のめやす（加算）

メニュー	費用のめやす	自己負担（1 割）
口腔機能向上	1,500 円 / 1 回	150 円 / 1 回
栄養改善	1,500 円 / 1 日	150 円 / 1 日



人とふれあい、できることを増やしたい

通所リハビリテーション（デイケア）



要支援 1・2 の人

介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目的に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など）を提供します。



要介護 1～5 の人

通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（栄養改善、口腔機能の向上など）を提供します。

- リフトバスなどによる送迎
- 医師の指示に基づく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練
- 食事の提供や入浴の介助 ※食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流 など

～サービス費用のめやす～

○介護予防通所リハビリテーション

() 内は利用者負担

内容	要介護度	サービス費用
1 か月につき (共通サービス) ※送迎、入浴を含む	要支援 1	24,960 円 (2,496 円)
	要支援 2	48,800 円 (4,880 円)
1 か月につき (選択的サービス)	運動器機能向上	2,250 円 (225 円)
	栄養改善	1,500 円 (150 円)
	口腔機能向上	1,500 円 (150 円)

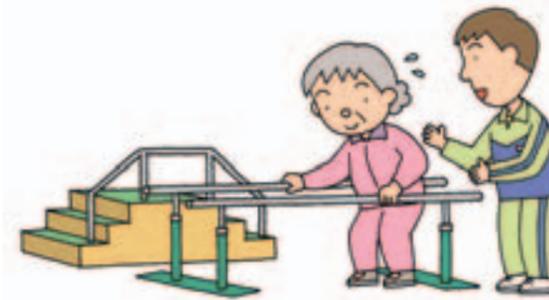
○通所リハビリテーション

() 内は利用者負担

内容	要介護度	サービス費用
通常規模の 事業所の場合 (6 時間以上 8 時間未満) ※送迎を含む	要介護 1	6,880 円 (688 円)
	要介護 2	8,420 円 (842 円)
	要介護 3	9,950 円 (995 円)
	要介護 4	11,490 円 (1,149 円)
	要介護 5	13,030 円 (1,303 円)

○費用のめやす（加算）

メニュー	費用のめやす	自己負担（1 割）
口腔機能向上	1,500 円 / 1 回	150 円 / 1 回
栄養改善	1,500 円 / 1 日	150 円 / 1 日





ひとりで抱え込まず専門家の手助けを

訪問介護（ホームヘルプ）



要支援 1・2 の人

介護予防訪問介護

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。



要介護 1～5 の人

訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できます。



～サービス費用のめやす～

○介護予防訪問介護

() 内は利用者負担

	要介護度	内 容	サービス費用
1 か月につき	要支援 1・2	週 1 回程度の利用	12,340 円 (1,234 円)
		週 2 回程度の利用	24,680 円 (2,468 円)
	要支援 2	週 2 回程度を超える利用	40,100 円 (4,010 円)

※身体介護・生活援助の区分はありません。
※乗車・降車等介助は利用できません。

身体介護

- 食事や入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱や体位変換
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭^{せいしき}
- 通院の付添い
など



生活援助

- 食事の用意、衣類の洗濯や補修、掃除、買い物
- 主治医や保健師など関係機関との連絡
など



※介護予防訪問介護では「身体介護」と「生活援助」の区分はありません。

通院時の乗車・降車等の介助

- 通院などの際の、乗車・降車の介助および乗車前・降車後の移動の介助
- ※要支援の人は利用できません。また、移送にかかる費用は別途自己負担となります。



○訪問介護

() 内は利用者負担

	内 容	サービス費用
身体介護	30 分未満	2,540 円 (254 円)
	30 分以上 1 時間未満	4,020 円 (402 円)
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,840 円 (584 円)
生活援助	30 分以上 1 時間未満	2,290 円 (229 円)
	1 時間以上	2,910 円 (291 円)
通院時の乗車・降車等介助	1 回につき※要支援の人は利用できません。	1,000 円 (100 円)

※早朝、夜間、深夜などは別途費用が加算されます。



寝たきりでも自宅で入浴したい

訪問入浴介護



要支援 1・2 の人

介護予防
訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。



要介護 1～5 の人

訪問入浴介護

介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

- 看護師などによる健康チェック
- 入浴、洗髪、^{せいしき}清拭の介助など



～サービス費用のめやす～

○介護予防訪問入浴介護 () 内は利用者負担 ○訪問入浴介護 () 内は利用者負担

内 容	サービス費用
全身入浴	8,540 円 (854 円)

内 容	サービス費用
全身入浴	12,500 円 (1,250 円)

積極的なリハビリで "寝かせきり" にしない

訪問リハビリテーション



要支援 1・2 の人

介護予防訪問
リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。



要介護 1～5 の人

訪問
リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

- 手芸、工芸などの手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練 (作業療法)
- マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練 (理学療法) など



～サービス費用のめやす～

○介護予防訪問リハビリテーション () 内は利用者負担 ○訪問リハビリテーション () 内は利用者負担

内 容	サービス費用
1回※	3,050 円 (305 円)

※20分間リハビリテーションを行った場合。

内 容	サービス費用
1回※	3,050 円 (305 円)

※20分間リハビリテーションを行った場合。



"看護師さん"のケアを家庭でも

訪問看護



要支援 1・2の人

介護予防訪問看護

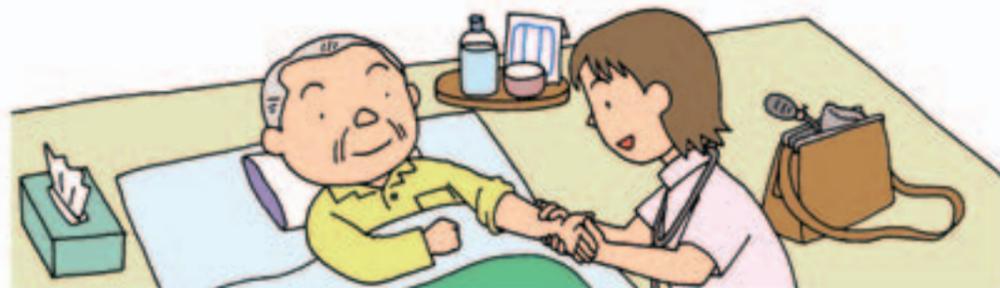
疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や、診療の補助を行います。



要介護 1～5の人

訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。



～サービス費用のめやす～

○介護予防訪問看護

()内は利用者負担

○訪問看護

()内は利用者負担

内容	サービス費用	
訪問看護 ステーション から	20分未満(早朝や夜間、深夜のみ)	2,850円 (285円)
	30分未満	4,250円 (425円)
	30分以上 1時間未満	8,300円 (830円)
	1時間以上 1時間30分未満	11,980円 (1,198円)
病院または 診療所から	20分未満(早朝や夜間、深夜のみ)	2,300円 (230円)
	30分未満	3,430円 (343円)
	30分以上 1時間未満	5,500円 (550円)
	1時間以上 1時間30分未満	8,450円 (845円)

内容	サービス費用	
訪問看護 ステーション から	20分未満(早朝や夜間、深夜のみ)	2,850円 (285円)
	30分未満	4,250円 (425円)
	30分以上 1時間未満	8,300円 (830円)
	1時間以上 1時間30分未満	11,980円 (1,198円)
病院または 診療所から	20分未満(早朝や夜間、深夜のみ)	2,300円 (230円)
	30分未満	3,430円 (343円)
	30分以上 1時間未満	5,500円 (550円)
	1時間以上 1時間30分未満	8,450円 (845円)

●経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置

●機能訓練

●ターミナルケア(終末期医療)

主治医に相談できれば心強い

居宅療養管理指導



要支援 1・2の人

介護予防
居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防などを目的とした療養上の管理や指導を行います。



要介護 1～5の人

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

～サービス費用のめやす～

○介護予防居宅療養管理指導/居宅療養管理指導

()内は利用者負担

内容	利用限度回数	サービス費用
医師または歯科医師が行う場合	1か月に2回	5,000円 (500円)
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	5,500円 (550円)
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	5,000円 (500円)
管理栄養士が行う場合	1か月に2回	5,300円 (530円)
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	3,500円 (350円)



少しの間、家族の介護の手を休めたい

ショートステイ（短期入所生活介護／短期入所療養介護）

要支援 1・2 の人



介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護

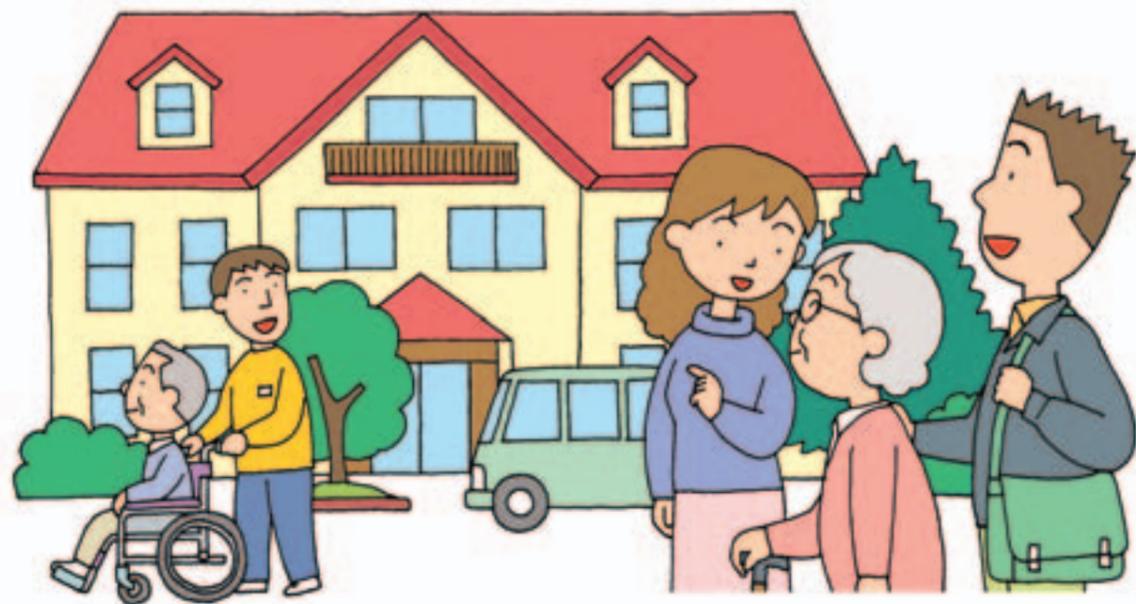
福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要介護 1～5 の人



短期入所生活介護／短期入所療養介護

福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



～サービス費用のめやす～

○介護予防短期入所生活介護

() 内は利用者負担

内容	要介護度	サービス費用
併設型・多床室 介護老人福祉施設 の利用(1日につき)	要支援 1	5,140 円 (514 円)
	要支援 2	6,330 円 (633 円)

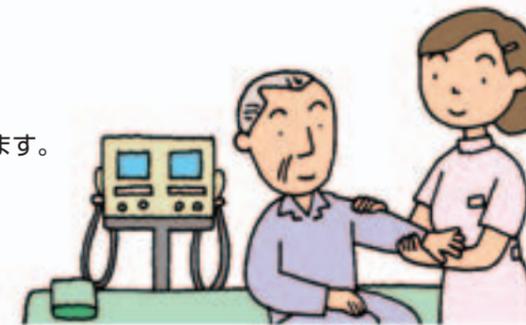
○介護予防短期入所療養介護

() 内は利用者負担

内容	要介護度	サービス費用
多床室 介護老人保健施設 の利用(1日につき)	要支援 1	6,310 円 (631 円)
	要支援 2	7,850 円 (785 円)

- 食事*、入浴、排せつの介助
- 看護師などによる機能訓練

*食費、滞在費については別途自己負担があります。



- 理学療法士などによる機能訓練
- 医師の診療（短期入所療養介護の場合）



ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイはあくまでも在宅生活を継続していくために利用するサービスです。
利用する際には、次の点に注意しましょう。

- ショートステイを連続して利用できる日数は 30 日までとなります。
- 連続して 30 日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとしています。

～サービス費用のめやす～

○短期入所生活介護

() 内は利用者負担

内容	要介護度	サービス費用
併設型・多床室 介護老人福祉施設 の利用(1日につき)	要介護 1	7,030 円 (703 円)
	要介護 2	7,740 円 (774 円)
	要介護 3	8,440 円 (844 円)
	要介護 4	9,150 円 (915 円)
	要介護 5	9,850 円 (985 円)

○短期入所療養介護

() 内は利用者負担

内容	要介護度	サービス費用
多床室 介護老人保健施設 の利用(1日につき)	要介護 1	8,450 円 (845 円)
	要介護 2	8,940 円 (894 円)
	要介護 3	9,470 円 (947 円)
	要介護 4	10,010 円 (1,001 円)
	要介護 5	10,540 円 (1,054 円)

● 難病やがん末期等の要介護者が医療と介護の側面からサービスを利用できる特定短期入所療養介護費があります。



有料老人ホームなどでの介護も介護保険で

特定施設入居者生活介護



要支援 1・2 の人

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。



要介護 1～5 の人

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

- 食事、入浴、排せつの介助
- 日常生活の世話
- 機能訓練 など

定員 30 人以上の特定施設に入居した場合

入居する介護専用型特定施設（有料老人ホーム）が定員 30 人以上の場合、住所地特例が適用されます。これにより、他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けることになります。



○特定施設入居者生活介護

() 内は利用者負担

内容	要介護度	サービス費用
1 日につき	要介護 1	5,710 円 (571 円)
	要介護 2	6,410 円 (641 円)
	要介護 3	7,110 円 (711 円)
	要介護 4	7,800 円 (780 円)
	要介護 5	8,510 円 (851 円)

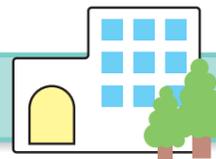
～サービス費用のめやす～

○介護予防特定施設入居者生活介護

() 内は利用者負担

内容	要介護度	サービス費用
1 日につき	要支援 1	2,030 円 (203 円)
	要支援 2	4,690 円 (469 円)

●施設内で実施する介護サービスの提供を外部のサービス事業者にて行う外部サービス利用型（指定介護予防）特定施設入居者生活介護費があります。



施設サービス

※要介護 1～5 の人が利用できます。
(要支援 1・2 の人は利用できません)

施設に入所する

■介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

■介護老人保健施設
(老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

■介護療養型医療施設
(療養病床等)

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

※平成 24 年 3 月末までに介護療養型老人保健施設などに転換される予定です。

施設サービスの費用のめやす

介護保険施設に入所した場合には、①サービス費用の 1 割、②食費、③居住費、④日常生活費のそれぞれの全額が、利用者の負担となります。

(例) 1 か月の利用者負担額 2.5 万円から 8.5 万円程度 (食費・居住費を含む)

※短期入所サービスと通所サービスの食費と滞在費も全額利用者の負担となります。

低所得の人には負担限度額が設けられます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費の一定額以上は保険給付されます。対象者は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から利用施設へ給付されます（特定入所者介護サービス費）。

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）

※実際の利用者負担は施設と利用者間で契約により決められます。

施設における居住費・食費の平均的な費用の額 (基準費用額)	1日当たりの居住費 (滞在費)				1日当たりの食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
1,970 円	1,640 円	1,640 円	1,640 円 〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護 1,150 円〕	320 円	1,380 円

■負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	対象となる人 (次のいずれかに該当する場合)	居住費等の自己負担上限額				食費の自己負担上限額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第 1 段階	①市町村民税世帯非課税※1である高齢福祉年金受給者 ②生活保護受給者 ③境界層該当者※2	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
第 2 段階	①本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が年額 80 万円以下 [年金収入のみ場合は年額 80 万円以下] ②境界層該当者※2	820 円	490 円	490 円 (420 円)	320 円	390 円
第 3 段階	①利用者負担第 2 段階に該当しない人 ②境界層該当者※2	1,640 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	320 円	650 円
第 4 段階	第 1・第 2・第 3 段階のいずれにも該当しない人 (市町村民税世帯課税、本人課税)	—	—	—	—	—

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の自己負担上限額は、() 内の金額となります。

※1 市町村民税世帯非課税：世帯主と全世帯員が市町村民税非課税者、または市町村の条例による市町村民税免除者

※2 境界層該当者：本来適用すべき食費・居住費 (滞在費)・高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護が必要となるが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護が必要でなくなる人



住みなれたまちで暮らしつづける

地域密着型サービス



要支援 1・2 の人

介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

※このサービスを利用している間は以下のサービスは併用できません。

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活／療養介護、特定施設入居者生活介護、その他の地域密着型サービス



要介護 1～5 の人

小規模多機能型居宅介護

■サービス費用のめやす (1 か月につき)

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
要支援 1	44,690 円 (4,469 円)
要支援 2	79,950 円 (7,995 円)
要介護 1	114,300 円 (11,430 円)
要介護 2	163,250 円 (16,325 円)
要介護 3	232,860 円 (23,286 円)
要介護 4	255,970 円 (25,597 円)
要介護 5	281,200 円 (28,120 円)



要介護 1～5 の人

夜間対応型訪問介護

24 時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。

■サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
基本夜間対応型訪問介護費	1 か月 10,000 円 (1,000 円)
定期巡回サービス	1 回 3,810 円 (381 円)
随時訪問サービス	1 回 5,800 円 (580 円)

など



要介護 1～5 の人

地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が 30 人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

■サービス費用のめやす (1 日につき)

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
要介護 1	5,710 円 (571 円)
要介護 2	6,410 円 (641 円)
要介護 3	7,110 円 (711 円)
要介護 4	7,800 円 (780 円)
要介護 5	8,510 円 (851 円)

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり支援します。地域の実情に合わせて市区町村の裁量で整備する、「地域密着型サービス」を利用しましょう。 ※原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

※「夜間対応型訪問介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」は、鳥栖地区広域市町村圏組合の管内には現在のところありません。



要支援 1・2 の人

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

■サービス費用のめやす (6 時間以上 8 時間未満) 認知症対応型グループホーム等の共用スペースを利用する場合

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
要支援 1	4,350 円 (435 円)
要支援 2	4,600 円 (460 円)
要介護 1	4,690 円 (469 円)



要介護 1～5 の人

認知症対応型通所介護

要介護度	サービス費用
要介護 2	4,860 円 (486 円)
要介護 3	5,030 円 (503 円)
要介護 4	5,200 円 (520 円)
要介護 5	5,370 円 (537 円)



要支援 2 の人※

介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

※要支援 1 の人は利用できません。

認知症高齢者がスタッフによる食事、入浴、排せつの介護を受けながら、共同生活する住宅です。

※ショートステイで利用できる場合もあります (費用は異なります)。

■サービス費用のめやす (1 日につき)

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
要支援 2	8,310 円 (831 円)
要介護 1	8,310 円 (831 円)
要介護 2	8,480 円 (848 円)
要介護 3	8,650 円 (865 円)
要介護 4	8,820 円 (882 円)
要介護 5	9,000 円 (900 円)



要介護 1～5 の人

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)



要介護 1～5 の人

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

■サービス費用のめやす (1 日につき)

多床室を利用した場合

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
要介護 1	6,510 円 (651 円)
要介護 2	7,220 円 (722 円)
要介護 3	7,920 円 (792 円)
要介護 4	8,630 円 (863 円)
要介護 5	9,330 円 (933 円)



自立のための生活用具を取り入れよう

福祉用具貸与



要支援 1・2 の人

介護予防
福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。



要介護 1～5 の人

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

対象品目



※要支援1・2および要介護1の方には、●印の車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりません。例外的に貸与を希望される方は、介護保険課または、ケアマネジャーなどにご相談ください。

～サービス費用のめやす～

○介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

内容	サービス費用
福祉用具レンタル	対象品目によって異なります。

生活に役立つ用具を購入しよう

特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)



要支援 1・2 の人

特定介護予防
福祉用具販売

介護予防に役立つ入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売します。



要介護 1～5 の人

特定福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売します。

対象品目



事前申請が必要です！

●自己負担について

※いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて鳥栖地区広域市町村圏組合に申請すると、同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円の9割(保険給付は9万円)を上限に支給します。

指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

1 福祉用具購入費支給の申請

- 提出書類
- 福祉用具購入費事前申請書
 - 購入する福祉用具のパフレット(写)
 - 見積書

2 購入

3 請求

- 提出書類
- 福祉用具購入費支給申請(請求)書
 - 領収書(原本確認)
 - 写真(購入した福祉用具の設置状況が確認できるもの)
 - 居宅介護(介護予防)福祉用具費支給申請に伴う使用状況確認書

4 現地確認(自宅訪問)

5 福祉用具購入費の支給(翌々月の25日支給)

※25日が土・日・祝日の場合は、その前の平日に支給されます。



身体の状態にあわせて自宅を改修しよう

住宅改修費支給



要支援 1・2の人

介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、18万円を上限に費用を支給します。



要介護 1～5の人

住宅改修費支給

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置
- 段差解消のためのスロープ設置
- 滑り防止などのための床または通路面の材料の変更



- 引き戸などへの扉の取り替えなど
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- 上記の改修にともなって必要となる工事

※玄関から道路までの通路部分についても住宅改修費の対象となります。

○介護予防住宅改修費支給／住宅改修費支給

●自己負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで鳥栖地区広域市町村圏組合に申請すると、20万円の9割（保険給付は18万円）を上限に住宅改修費を支給します。

※支給は、原則として被保険者が居住している住宅に対して1回です。

※引っ越した場合や、要介護状態区分が大きく上がった時には、再度の給付を受けられます。

事前申請が必要です！

住宅改修費利用の手順

住宅改修をする際は、あらかじめ鳥栖地区広域市町村圏組合に申請書を提出し、審査を受ける事前申請制度が導入されています。

1 住宅改修についてケアマネジャーなどに相談

利用者の心身の状態や日常生活の動線を考慮したうえで、医師や心理療法士などのアドバイスを受けながら相談します。

2 住宅改修費支給の申請

鳥栖地区広域市町村圏組合に以下の書類を提出し、支給の申請をします。

- 提出書類**
- 住宅改修費支給申請書
 - 住宅改修前の写真
 - 住宅改修が必要な理由書
 - 改修予定の図面
 - 工事費見積書
 - 住宅所有者の承諾書
(本人または家族が所有者の場合は不要)



3 施工・完成

4 請求

工事終了後、以下の書類を鳥栖地区広域市町村圏組合へ提出し、必要と認められた場合、住宅改修費が支給されます。

- 提出書類**
- 住宅改修完了届
 - 住宅改修に要した費用の領収書（原本確認）
 - 住宅改修後の写真

5 現地確認（自宅訪問）

6 住宅改修費の支給（翌々月の25日支給）

※25日が土・日・祝日の場合は、その前の平日に支給されます。



※住宅改修施工事業者の登録について

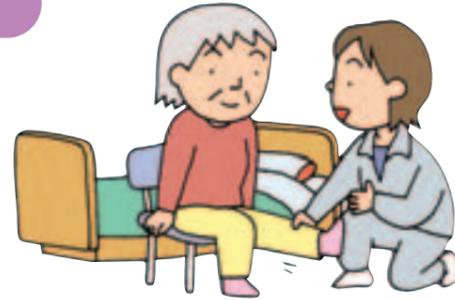
介護保険による住宅改修を行う事業者は、鳥栖地区広域市町村圏組合に事前に登録が必要です。登録の際は鳥栖広域市町村圏組合による講習を受講した上で、以下の書類を提出してください。

- 提出書類**
- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修施工事業者登録（更新）申請書
 - 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修施工事業者業務概要書
 - 修了証書

介護サービスを利用したときには費用の1割を支払います

サービスを利用した場合の自己負担

介護（介護予防）サービスを利用したときの利用者負担は、原則としてサービスにかかった費用の1割です。利用するサービスによって、1割負担とは別に食費・居住費・日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もありますので、利用時には介護保険の窓口を確認しましょう。



●利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分に応じて上限（支給限度額）が決められています。上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

【参考】おもな在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	4万9,700円
要支援2	10万4,000円
要介護1	16万5,800円
要介護2	19万4,800円
要介護3	26万7,500円
要介護4	30万6,000円
要介護5	35万8,300円

※上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

※高額介護サービス費とは

1割の負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。

※高額介護サービス費に該当する方には、初回のみ「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」を送付しますので、必要事項に記入・押印し、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に提出してください。

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
一般世帯	3万7,200円
市町村民税世帯非課税	2万4,600円
<ul style="list-style-type: none"> ●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者 	個人* 1万5,000円
<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護の受給者 ●利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 	個人* 1万5,000円

*世帯単位でなく、個人単位の上限額になります。

高額医療・高額介護合算制度とは？

みなさんが介護保険のサービスを利用したり、お医者さんにかかったときの自己負担額が高額になったときは、それぞれ月額で限度額が設けられています。更に、それらを合算して年額の限度額が設けられました。限度額を超えた分は、申請して認められると後から支給されますので、みなさんの負担が軽減され、安心して介護や医療のサービスを利用できます。



介護保険の自己負担額

月額で限度額が設けられています
「高額介護サービス費」

医療保険の自己負担額

月額で限度額が設けられています
「高額療養費」

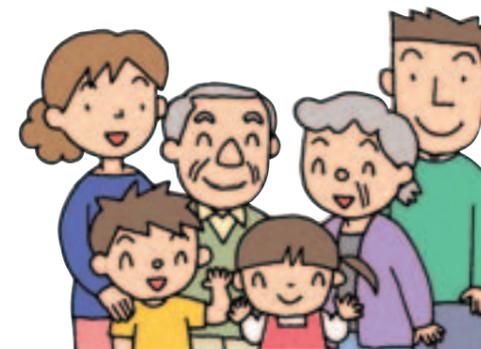
高額医療・高額介護合算制度

それぞれを合算し、
年額で限度額を設けます

限度額は年額で計算されます

平成20年度は、平成20年4月1日から平成21年7月31日までにかかった自己負担額を合算の対象とします。平成21年度からは、平成21年8月1日から平成22年7月31日までの分を合算します。詳しくは自己負担限度額の表をご覧ください。

世帯ごとに合算します



介護保険と医療保険の両方に、自己負担額がある世帯を対象とします。食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

70歳以上の人はすべての自己負担額を合算の対象にできますが、70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1か月21,000円以上のみを合算の対象とします。



所得や年齢に応じて限度額が決まります

自己負担額を合算した世帯の負担額から、自己負担限度額を引いた分が支給されます。介護保険の分は、自己負担した比率に応じて、それぞれに按分して支給されます。医療保険の分は、その医療保険の方法に応じて支給されます。

自己負担額の合算額から自己負担限度額を差し引いたとき、500円以上となる場合に限り支給されます。

●世帯の年間での自己負担限度額（平成20年4月1日～平成21年7月31日）

所得区分	介護保険の被保険者と医療保険の被保険者 (70歳～74歳)	所得区分	介護保険の被保険者と医療保険の被保険者 (70歳未満を含む)
現役並み所得者	89万円	上位所得者	168万円
一般	75万円	一般	89万円
低所得者Ⅱ	41万円	市町村民税非課税世帯	45万円
低所得者Ⅰ	25万円		

- 所得区分について、詳しくは市町の担当窓口までお問い合わせください。
- 介護保険の被保険者が社会保険などの場合はお勤め先にお問い合わせください。

●世帯の年間での自己負担限度額（平成21年8月1日～平成22年7月31日）

所得区分	介護保険の被保険者と医療保険の被保険者 (70歳～74歳)	所得区分	介護保険の被保険者と医療保険の被保険者 (70歳未満を含む)
現役並み所得者	67万円	上位所得者	126万円
一般	56万円	一般	67万円
低所得者Ⅱ	31万円	市町村民税非課税世帯	34万円
低所得者Ⅰ	19万円		

- 所得区分について、詳しくは市町の担当窓口までお問い合わせください。
- 介護保険の被保険者が社会保険などの場合はお勤め先にお問い合わせください。

メモ欄

申請のしかた

1 まず、介護保険の担当窓口にて「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。

介護保険



2 介護保険の担当窓口から「自己負担額証明書」を交付してもらいます。

介護保険



3 2でもらった「自己負担額証明書」を添付して、医療保険の担当窓口にて支給の申請をします。

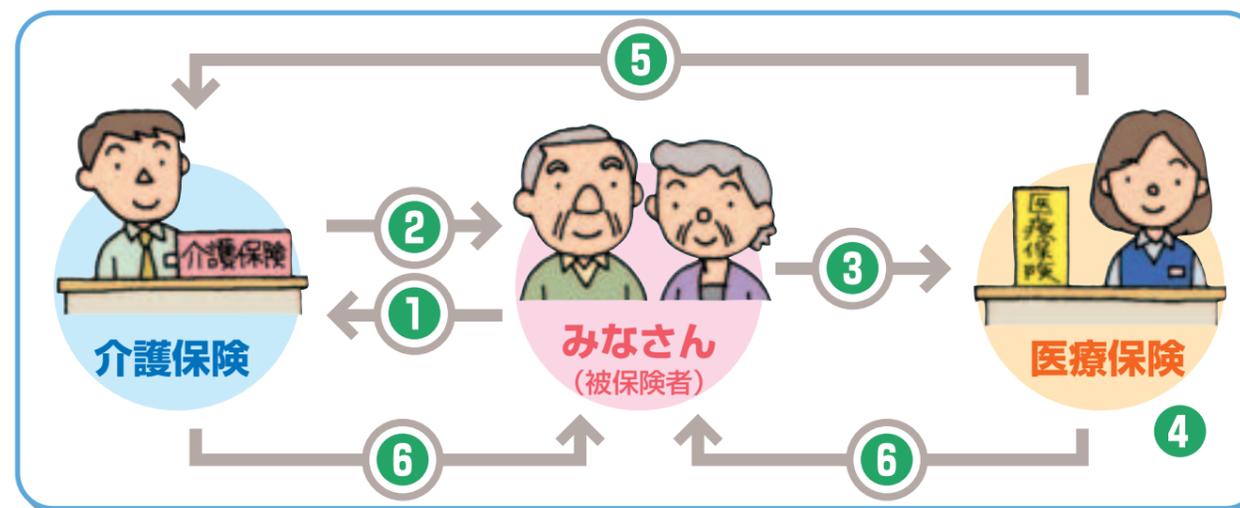
医療保険



4 医療保険で支給額の計算をします。

5 医療保険から、介護保険へ算出した額を通知します。

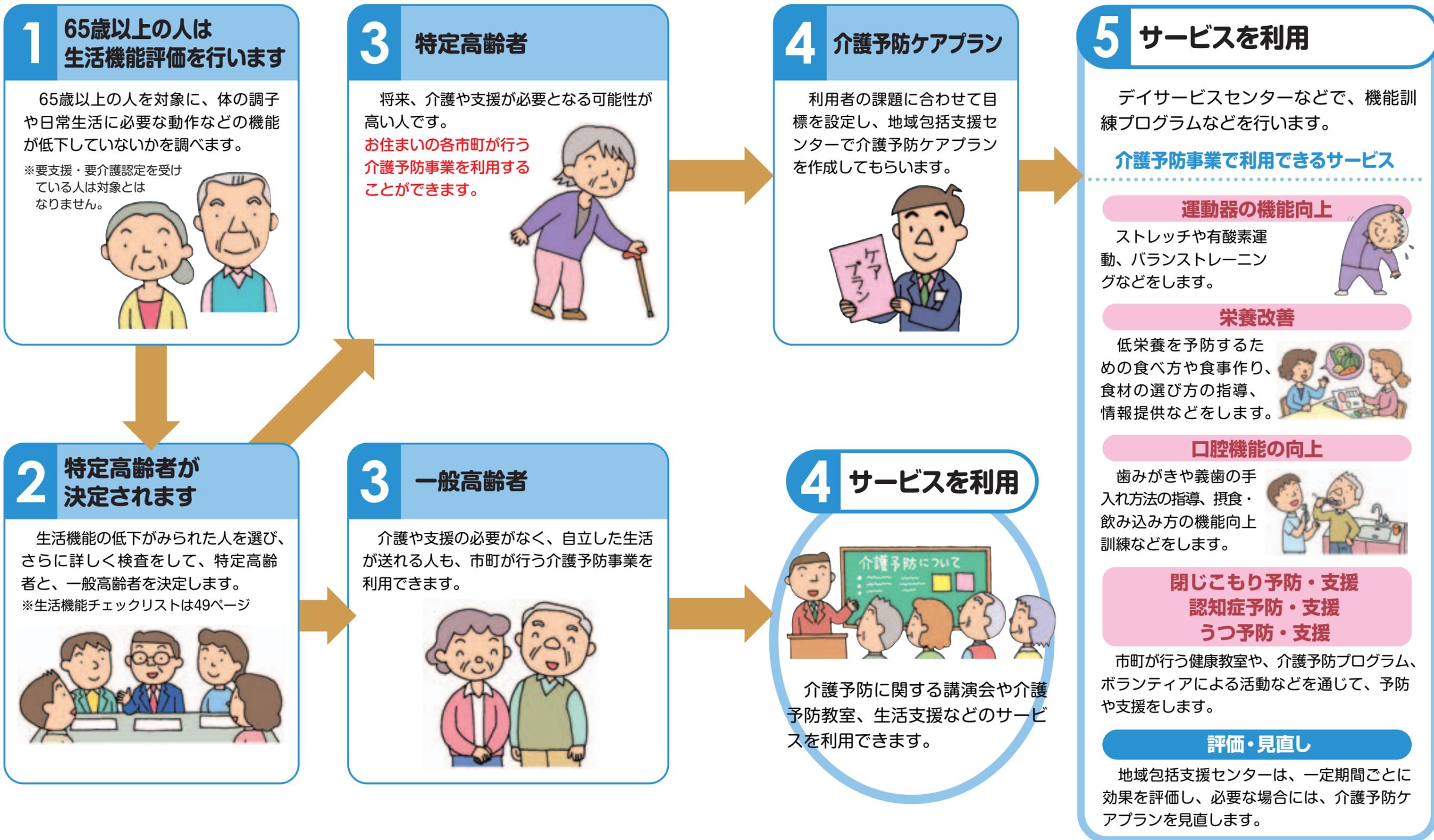
6 医療保険と介護保険の両方から、みなさんに支給される額が通知され、支給されます。



●市町によって、申請のしかたなどが異なる場合があります。詳しくは市町の担当窓口までお問い合わせください。

65歳以上の人のために

地域支援事業は、地域に住む65歳以上の人を対象に、市町が行う介護予防サービスです。地域支援事業の介護予防サービスは、「一般高齢者」向けと、「特定高齢者」向けに分かれています。

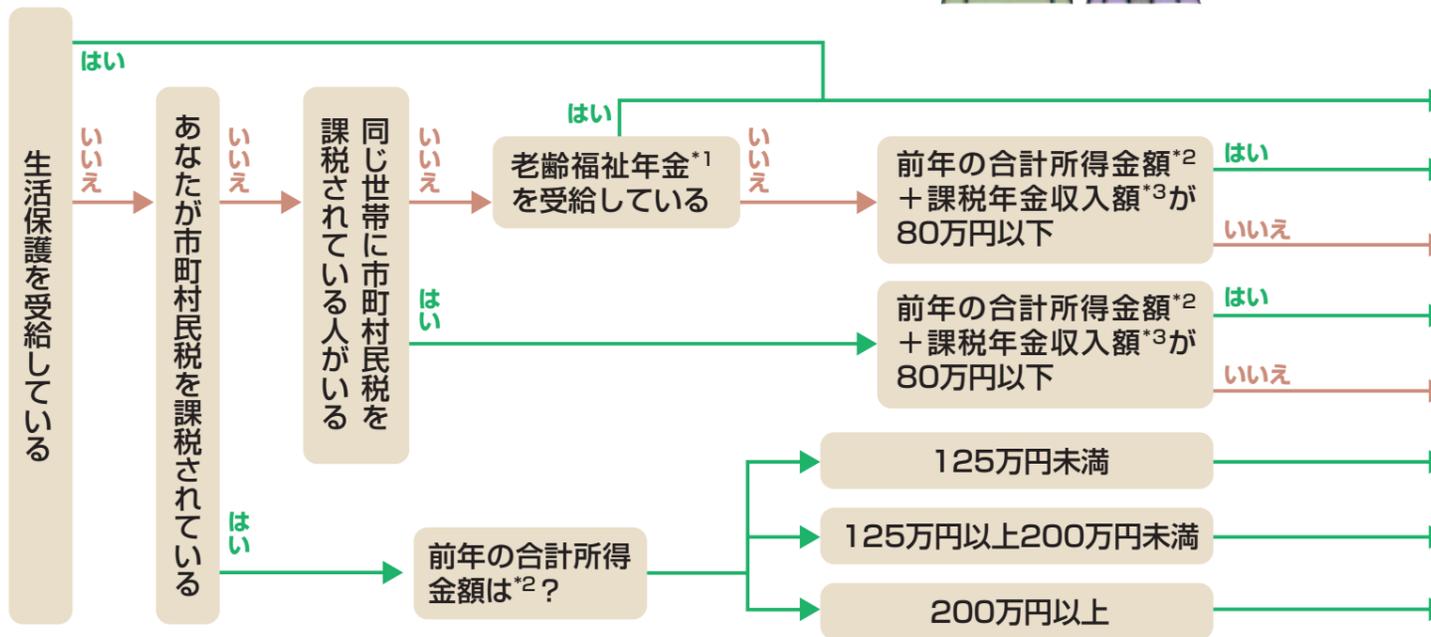
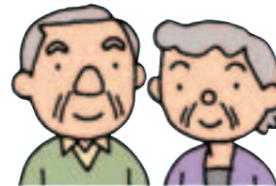




保険料の決め方

あなたの保険料を確認しましょう

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料



※1 老齢福祉年金とは？

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額とは？

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※3 課税年金収入額とは？

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことで。

※平成21～23年度の基準所得金額は200万円です。

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。
 ※(準)第4段階と第5段階が平成21年度からの軽減措置段階です。

市町ごとに決められた「基準額」をもとにみなさんの所得などに応じて段階的に決められます。

所得段階	対象者	乗率	保険料年額
第1段階	●本人及び世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者	0.5	26,136円 (月額2,178円)
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.5	26,136円 (月額2,178円)
第3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税者であって、第2段階に該当しない人	0.75	39,204円 (月額3,267円)
第4段階(準)第4段階	本人は市町村民税非課税であるが世帯内に市町村民税課税者がいる者であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.9	47,052円 (月額3,921円)
第4段階(基準額)	本人は市町村民税非課税であるが世帯内に市町村民税課税者がいる者であって、準第4段階に該当しない人	1.0	52,272円 (月額4,356円)
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	1.15	60,120円 (月額5,010円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.25	65,340円 (月額5,445円)
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	1.5	78,408円 (月額6,534円)

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、市町の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。

第1号被保険者の基準額はどのように決まります

基準額
(年額)

市町の介護サービス総費用＋地域支援事業費のうち第1号被保険者負担分

市町の第1号被保険者数

※保険者によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数は異なるため、基準額も保険者ごとに異なります。

介護報酬改定（プラス3%）に伴う保険料上昇分の軽減について

介護報酬改定（プラス3%）に伴う、平成21年度から平成23年度の介護保険料の上昇分のうち、およそ半額が交付金（国費）により軽減されます。

平成21年度から新たに保険料の軽減措置を設けました

平成17年度の税制改正の影響で保険料の負担が急激に増える人のために、負担を軽減する激変緩和措置が期限付きで設けられていましたが、平成20年度で終了しました。そこで、平成21年度からは下記のような、より多くの人適用される新たな軽減段階を設けました。

- ①「世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税」の人のうち、「前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下」の人については、(準)第4段階を適用します。
- ②本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人については、第5段階を適用します。



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額※によって2種類に分けられます。特別徴収（年金からの天引き）が原則ですが、普通徴収（納付書又は口座振替）で納付する場合があります。

※老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が対象です。老齢福祉年金などは対象になりません。

特別徴収 年金が 年額18万円以上 の人 ▶ 年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

普通徴収 年金が 年額18万円未満 の人など ▶ 納付書・口座振替

保険者から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
 - 預（貯）金通帳
 - 印かん（通帳届け出印）
- これらを持って市町窓口や指定の金融機関で手続きしてください

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

40歳から64歳の人（第2号被保険者）の保険料

国民健康保険に加入している人の保険料は市町の国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算 + 世帯の第2号被保険者の数に応じて計算 + 第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらか計算

※介護保険料と国民健康保険税（料）の賦課限度額は別々に決められます。 ※保険料と同額の国庫からの負担があります。医療保険分（国民健康保険）と介護保険分をあわせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

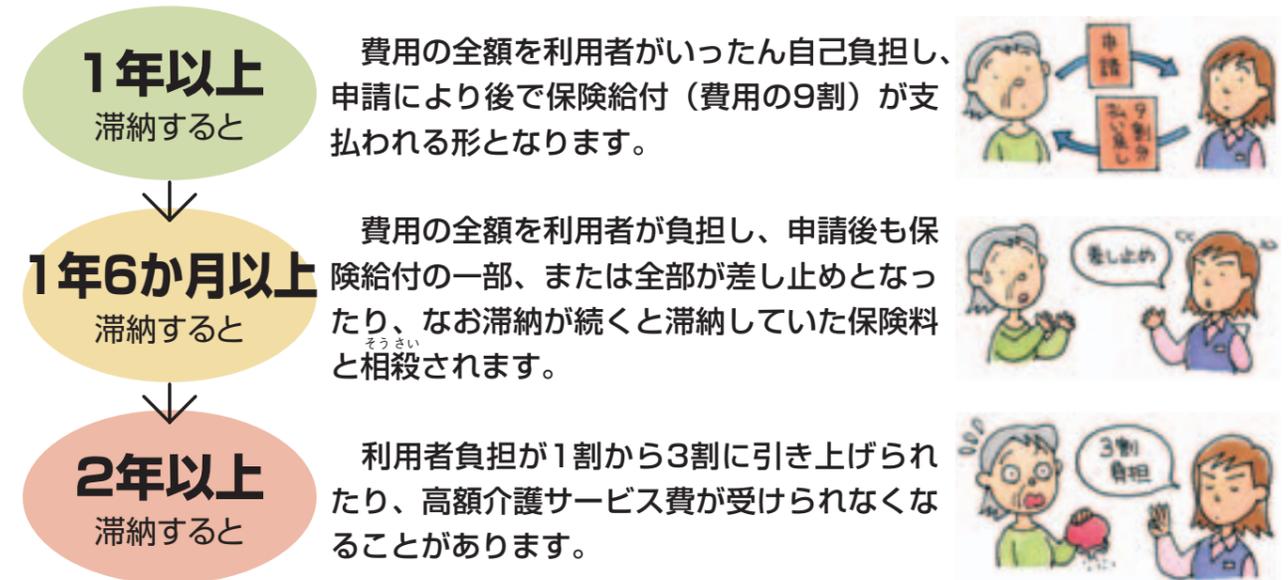
※原則として事業主が半分を負担します。

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

保険料を納めないでいると「給付制限」がかかります。

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。



納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

減免等

災害等の特別な事情など※で保険料が納められなくなったときには、保険料の徴収猶予や減免が受けられることがありますので、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の介護保険担当窓口までご相談ください。

※資産を活用してもなお生活が困窮している状態にある人において、減額される場合があります。

事業所一覧

● 居宅介護支援

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

居宅介護支援事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
○	鳥栖市中央在宅介護支援センター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
○	真心の園 在宅介護支援センター	841-0076	鳥栖市平田町3106番地23	0942-82-6305
○	ひまわりの園 居宅介護支援事業所	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
○	社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会	841-0051	鳥栖市元町1228番地1	0942-83-7151
○	今村病院居宅介護支援事業所	841-0061	鳥栖市轟木町1560番地2	0942-81-1608
○	ふれあい ケアマネージメントサービス	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地12	0942-85-1440
○	JA福祉ケアプランサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
○	山津ケアプランサービス	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560
○	けいしん居宅介護支援センター	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-84-6128
○	医療法人真正会古賀医院ケアサービス	841-0071	鳥栖市原古賀町609番地2	0942-83-3457
○	居宅介護支援事業所ほほえみ	841-0025	鳥栖市曾根崎町2382番地	0942-87-3032
○	居宅介護支援事業所ろくじゅかん	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-4316
○	いずみケアプランサービス	841-0047	鳥栖市今泉町2446番地	0942-82-8025
○	お元気村ケアプランサービス	841-0052	鳥栖市宿町1108番地5	0942-84-3216
○	三輪堂ケアプランサービス	841-0051	鳥栖市元町1086番地	0942-83-2281
○	居宅介護支援事業所すこやか	841-0072	鳥栖市村田町53番地8	0942-81-1665
○	ニチケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-87-9357
○	ケアプランサービス セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5174
○	ぽっかぽか・ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町2603番地1	0942-81-3100
○	寿楽園 居宅介護支援事業所	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
○	夢の里 ケアマネージメントサービス	849-0102	三養基郡みやき町大字養原1116番地1	0942-94-5007
○	居宅介護支援事業所 なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字養原4260番地	0942-94-9215
○	マネージメントサービス さわやか	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾644番地	0942-81-6164
○	居宅介護支援事業所ひまわり	840-1106	三養基郡みやき町大字市武1427番地4	0942-81-9070
○	花のみねケアプランサービス	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
○	居宅介護支援センター おおしま	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁4305番地40	0942-89-3001
○	ケア・マネージメントサービス 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4616
○	上峰町社協居宅介護支援事業所	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田107番地2	0952-52-4930
○	三樹病院居宅介護支援事業所	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7285
○	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050
○	有限会社 介護家事サービス鳥栖	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所2458番地20	0952-51-1255

指定介護予防支援事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
△	鳥栖市地域包括支援センター	841-8511	鳥栖市宿町1118番地 鳥栖市社会福祉課	0942-85-3554
△	基山町地域包括支援センター	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦666番地 基山町健康福祉課	0942-92-7964
△	みやき町地域包括支援センター	849-0102	三養基郡みやき町大字養原1003番地1 みやき町中原保健センター	0942-94-5583
△	上峰町地域包括支援センター	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所383番地1 上峰町健康増進課	0952-52-2181

● 在宅サービス

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

訪問介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会	841-0051	鳥栖市元町1228番地1	0942-83-0302
◎	ひまわりの園ホームヘルプサービス	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
◎	鳥栖市中央ホームヘルプステーション	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
◎	真心の園 ホームヘルプステーション	841-0076	鳥栖市平田町3106番地8	0942-81-1661
◎	指定訪問介護 すこやか	841-0072	鳥栖市村田町53番地8	0942-81-1665
◎	JA福祉ホームヘルプサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
◎	ケアサポート草の根	841-0052	鳥栖市宿町965番地1三恵ビル1階	0942-81-4755
◎	ヘルプステーションいずみ	841-0047	鳥栖市今泉町2446番地	0942-82-8025
◎	ニチケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-87-9357
◎	ヘルプステーションすみれ	841-0011	鳥栖市永吉町782番地17	0942-87-3520
◎	ホームヘルプ けいしん	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-83-1075
○	株式会社 鳥栖構内タクシー	841-0061	鳥栖市轟木町1836番地	0942-83-4101
◎	ホームヘルプサービス セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5173
◎	やよいがおかヘルプステーション	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目1番	0942-87-7533
◎	寿楽園 ホームヘルプサービス	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	中原たすけあいの会指定訪問介護事業所	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀6706番地2	0942-94-9107
◎	ヘルプステーション なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字養原4260番地	0942-94-9214
◎	みやき町ホームヘルプサービス	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾644番地	0942-81-6161
◎	ホームヘルプサービスチーム 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4617
○	有限会社 介護家事サービス鳥栖	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所2458番地20	0952-51-1255

訪問入浴

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	真心の園 訪問入浴サービス	841-0076	鳥栖市平田町3106番地23	0942-82-0818
◎	訪問入浴介護サービス ひまわりの園	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
○	訪問入浴サービス 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655

訪問看護（ステーション）

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	訪問看護ステーション ふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地12	0942-85-1441
◎	医療法人せとじまクリニック訪問看護ステーションセントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5170
◎	訪問看護ステーション 寿楽	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626

通所介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	ひまわりの園デイサービスセンター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
◎	鳥栖市中央デイサービスセンター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
◎	真心の園 デイサービスセンター	841-0076	鳥栖市平田町3106番地23	0942-82-0818
◎	デイサービスセンター元気	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地	0942-84-2789
◎	今村病院デイサービスセンター	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-83-8787
◎	デイサービスセンター「ほほえみ」	841-0025	鳥栖市曾根崎町2382番地	0942-87-3032
◎	JA福祉デイサービスセンター	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
○	デイサービスセンターお元気広場	841-0052	鳥栖市宿町1108番地5	0942-84-3226
◎	デイサービスけいしん	841-0022	鳥栖市飯田町69番地1	0942-81-1125
◎	デイサービスセンター緑寿館	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-7553
◎	デイサービスセンターあさひ	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-2396
◎	医療法人社団三善会デイサービスセンター善	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560
◎	ぽっかぽか・ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町2603番地1	0942-81-3100

通所介護

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	鳥栖市地域共生ステーション特定非営利活動法人とさくさん とす	841-0012	鳥栖市田代昌町7番地	0942-84-8087
◎	鳥栖市地域共生ステーション特定非営利活動法人とさくさん きざと	841-0025	鳥栖市曾根崎町1273番地の3	0942-48-8177
◎	小規模型通所介護ふれあいの家秋葉	841-0036	鳥栖市秋葉町1丁目1016番地2	0942-87-7123
◎	デイサービスセンター 楽苑	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-83-5868
◎	デイサービスセンター セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5172
◎	やよいがおかデイサービスセンター	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目1番	0942-87-7533
◎	寿楽園 デイサービスセンター	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	医療法人なるお内科小児科けやき台デイサービス	841-0205	三養基郡基山町けやき台1丁目33番地8	0942-81-7083
◎	デイサービスセンター さわやか	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾644番地	0942-89-1875
◎	デイサービスセンター ひまわり	840-1105	三養基郡みやき町大字寄人1918番地1	0942-81-9091
◎	花のみね デイサービスセンター	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3572
◎	デイサービス なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字箕原4260番地	0942-94-9211
◎	中原たすけあいの会指定通所介護事業所	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀6706番地2	0942-94-9107
◎	寄り合いステーションさくら坂	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀7471番地	0942-94-2071
◎	花のみね式番館デイサービスセンター	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
◎	特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁2484番地18	0942-89-3822
◎	デイ・サービスセンター 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-52-6961
◎	かみみねデイサービスセンター	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田107番地2	0952-51-1773
◎	つどいデイサービスセンター	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所3153番地1	0952-55-8121
◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050

通所リハビリテーション

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	三輪堂医院デイケアセンター	841-0051	鳥栖市元町1086番地	0942-83-2281
◎	松岡病院デイケアセンター ひまわり倶楽部	841-0074	鳥栖市西新町1422番地	0942-83-6688
◎	通所リハビリテーションセンターまごころ	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目210番地	0942-87-5002
◎	通所リハビリテーションさいわい	841-0062	鳥栖市幸津町1761番地1	0942-83-6800
◎	石橋整形外科デイケアセンターつばさ	841-0014	鳥栖市桜町1465番地1	0942-82-7751
◎	通所リハビリテーションふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地16	0942-85-1446
◎	通所リハビリテーション「いまむら」	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3018
◎	デイケアなないろ	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-84-6119
◎	介護老人保健施設 寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
◎	あおぞらデイケアセンター	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	通所リハビリテーション「楽しみ」	840-1106	三養基郡みやき町大字市武1331番地9	0942-81-9188
◎	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	三養基郡みやき町大字箕原1116番地1	0942-94-4488
◎	指定通所リハビリテーション ゆうあい	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁4305番地40	0942-89-9100
○	三樹病院通所リハビリテーション明日葉	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7281
△	三樹病院通所グリーン明日葉	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7281

指定福祉用具貸与・販売

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	有限会社 丸信	841-0037	鳥栖市本町1丁目919番地	0942-83-2420
◎	株式会社 ハートウェル佐賀店	841-0074	鳥栖市西新町1422番地209	0942-81-5767
◎	株式会社 江田建設	841-0025	鳥栖市曾根崎町1446番地1	0942-82-1615
◎	サポート中九州	841-0026	鳥栖市本鳥栖町834番地3	0942-84-7765

指定短期入所生活介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	真心の園 ショートステイ	841-0076	鳥栖市平田町3106番地23	0942-82-2301
◎	ひまわりの園短期入所サービス	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
◎	ケア付有料老人ホーム ショートステイ ばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286

指定短期入所生活介護

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	寿楽園 短期入所サービス	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	ショートステイ なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字箕原4260番地	0942-94-9211
◎	ショートステイ 花のみね	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
◎	ショートステイ花のみね式番館	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
◎	ショートステイサービス 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655
◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-7970
◎	介護老人保健施設 寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
◎	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011
◎	医療法人啓心会 啓心会病院	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-83-1030
◎	古賀病院	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地10	0942-83-3771
◎	あおぞら短期入所サービス	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	きやま高尾病院	841-0203	三養基郡基山町大字園部270番地1	0942-92-4860
◎	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	三養基郡みやき町大字箕原1116番地1	0942-94-4488

指定特定施設入居者生活介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	介護付有料老人ホーム南風Ⅰ番館	841-0066	鳥栖市儀徳町2238番地1	0942-84-6020
◎	介護付有料老人ホーム南風Ⅱ番館	841-0047	鳥栖市今泉町2395番地1	0942-80-0022
◎	介護付有料老人ホーム百楽仙	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目292番地	0942-87-5557
◎	ケア付有料老人ホームばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
◎	ケアハウスあおぞら	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	ケア付有料老人ホームケアライフ花のみね	840-1101	三養基郡みやき町大字西島3154番地1	0942-96-3877

●施設サービス

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

区分	施設名	〒	所在地	電話番号
○	特別養護老人ホーム 真心の園	841-0076	鳥栖市平田町3106番地23	0942-82-2301
○	特別養護老人ホーム ひまわりの園	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
○	特別養護老人ホーム 寿楽園	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
○	特別養護老人ホーム なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字箕原4260番地	0942-94-9211
○	特別養護老人ホーム 花のみね	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
○	特別養護老人ホーム 花のみね式番館	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
○	特別養護老人ホーム 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655

介護老人保健施設

区分	施設名	〒	所在地	電話番号
○	介護老人保健施設 寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
○	介護老人保健施設 あおぞら	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
○	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	三養基郡みやき町大字箕原1116番地1	0942-94-4488

指定介護療養型医療施設

区分	施設名	〒	所在地	電話番号
○	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011
○	医療法人啓心会 啓心会病院	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-83-1030
○	古賀病院	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地10	0942-83-3771
○	きやま高尾病院	841-0203	三養基郡基山町大字園部270番地1	0942-92-4860

認知症対応型通所介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	ひまわりの園デイサービスセンター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
◎	デイサービスセンターほほえみ夢工房	841-0016	鳥栖市田代外町612番地7	0942-83-0186
◎	ぬくもいホームふれ愛・みやき	840-1105	三養基郡みやき町大字寄人1695番地3	0942-81-9108

認知症対応型通所介護（グループホーム共用型）

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	グループホーム「安心」かみみね	849-0124	三養基郡上峰町大字堤620番地1	0952-53-5735
◎	グループホーム「安心」しらかべ	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁244番地1	0942-89-3007

小規模多機能型居宅介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	小規模多機能介護事業所いちょうの樹どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2977番地3	0942-87-7007
◎	春風	841-0201	三養基郡基山町大字小倉306番地2	0942-48-5336
◎	小規模多機能型居宅介護たんぼぼ	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾2751番地1	0942-89-3889

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	グループホーム 大樹	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3561
◎	グループホーム お元気ハウス	841-0052	鳥栖市宿町1399番1	0942-84-3216
◎	グループホーム「安心」いまむら	841-0061	鳥栖市轟木町1574番地	0942-84-4577
◎	グループホーム けいしん	841-0022	鳥栖市飯田町69番地1	0942-81-1185
◎	グループホーム「つくしの菴」	841-0063	鳥栖市下野町1391番地3	0942-83-4023
◎	グループホーム こもれび	841-0012	鳥栖市田代昌町462番地1	0942-87-3456
◎	グループホーム すむのさと	841-0044	鳥栖市高田町206番地1	0942-84-5888
◎	ニチイのほほえみ鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-81-5161
◎	グループホーム マーブルくらのうえ	841-0056	鳥栖市蔵上3丁目304	0942-87-5558
◎	グループホーム 喜楽	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目31番地	0942-81-5550
◎	グループホーム さくらの樹	841-0005	鳥栖市弥生が丘4丁目22番地	0942-82-5777
◎	グループホーム なの花	841-0014	鳥栖市桜町1424番地7	0942-87-8528
◎	グループホーム どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2975番地5	0942-81-2022
◎	グループホーム 元気	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地	0942-84-2789
◎	グループホーム めぐみ	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-48-1033
◎	グループホーム みどりヶ丘	841-0084	鳥栖市山浦町2621番地1	0942-87-3232
◎	グループホーム 喜楽Ⅱ	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目6番地	0942-83-8855
◎	原古賀紀水苑	841-0071	鳥栖市原古賀町854番地	0942-84-6427
◎	グループホーム 風のふく丘三ヶ敷	841-0203	三養基郡基山町大字園部413番地2	0942-81-7814
◎	グループホーム クオーレ基山	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦885番地6	0942-81-7455
◎	グループホーム いっぼ	849-0102	三養基郡みやき町大字箕原3067番地2	0942-94-9188
◎	グループホーム 和が家	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈3864番地	0942-89-2133
◎	グループホーム ありがとー	840-1102	三養基郡みやき町大字天建寺2096番地3	0942-81-9181
◎	グループホーム「安心」いちたけ	840-1106	三養基郡みやき町大字市武1234番地	0942-96-4737
◎	グループホーム「安心」しらかべ	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁244番地1	0942-89-3007
◎	グループホーム ひまわりの郷	840-1105	三養基郡みやき町大字寄人1997番地1	0942-81-9097
◎	グループホーム「安心」なかばる	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀190番地3	0942-94-5331
◎	グループホーム きらら	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀7470番地3	0942-94-9222
◎	グループホーム のぎく	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-52-4973
◎	グループホーム「安心」かみみね	849-0124	三養基郡上峰町大字堤620番地1	0952-53-5735
◎	グループホーム さくらんぼ	849-0124	三養基郡上峰町大字堤1907番1	0952-52-0208
◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050

生活機能をチェックしてみましょう

	はい	いいえ
①	バスや電車で一人で外出していますか	
②	日用品の買い物をしていますか	
③	預貯金を出し入れしていますか	
④	友人の家を訪ねていますか	
⑤	家族や友人の相談にのっていますか	
⑥	階段を手すりや壁をつたわずにのぼっていますか	
⑦	いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	
⑧	15分くらい続けて歩いていますか	
⑨	この1年間に転んだことはありますか	
⑩	転倒に対する不安は大きいですか	
⑪	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	
⑫	身長 m 体重 kg (BMI) (注)	
⑬	半年前にくらべて固いものが食べにくくなりましたか	
⑭	お茶や汁物などでむせることがありますか	
⑮	口の渇きが気になりますか	
⑯	週に1回以上は外出していますか	
⑰	昨年とくらべて外出の回数が減っていますか	
⑱	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	
⑲	自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか	
⑳	今日が何月何日かわからないときがありますか	

(⑳～㉑は、ここ2週間のことを振り返ってチェックしてください)

㉑	毎日の生活に充実感がない	
㉒	これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
㉓	以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	
㉔	自分が役に立つ人間だと思えない	
㉕	わけもなく疲れたような感じがする	

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が18.5未満の場合に該当とする。

ピンクの箇所チェックが入った場合、運動機能の低下、閉じこもり、口腔機能の低下、低栄養、認知症、うつなど、何らかの生活機能の低下が心配されます。地域包括支援センターや保健センター、高齢者福祉センター、主治医などに一度相談してみましょう。



住宅改修の給付方法について

償還払い

被保険者は、住宅改修施工事業者（鳥栖地区広域市町村圏組合に登録が必要）に住宅改修に要した費用を全額支払います。住宅改修費の支給を申請することにより、後日、支給対象額に保険給付率（90/100）を乗じて得た額が被保険者に支給されます。

受領委任払い

被保険者は、住宅改修施工事業者（鳥栖地区広域市町村圏組合に登録が必要）に受領の権限を委任し、費用（限度額）の1割だけを支払い、残りの9割分を保険者が住宅改修施工事業者へ直接支給します。

● 受領委任払いの対象者

受領委任払いの対象者は、下記の条件をすべて満たす被保険者です。

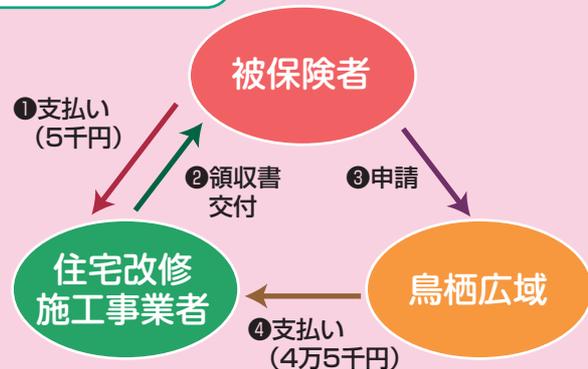
- ① 介護保険料の滞納がない方
- ② 被保険者および世帯全員が市町村民税非課税者で、被保険者の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下である方

（例）費用が5万円の場合

償還払い方法



受領委任払い方法



お問い合わせは

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

要介護・要支援認定に関すること……認定係
 保険料に関すること……………業務係
 給付に関すること……………給付係

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1
 ☎0942-81-3315 FAX.0942-81-3316
 ホームページアドレス：<http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

鳥栖地区介護支援専門員協議会 }
 鳥栖地区訪問介護事業所連絡協議会 }
 鳥栖地区高齢者グループホーム事業所連絡協議会 }

合同ホームページアドレス

<http://www.tosukaigo.com/>